

青森県立保健大学同窓会における個人情報の保護に関する基本規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 個人情報の取り扱い
- 第3章 個人情報の管理
- 第4章 個人情報の開示及び訂正等
- 第5章 苦情の処理及び相談
- 第6章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、青森県立保健大学同窓会における個人情報に関する基本的事項を定めるとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に定める用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「個人情報」とは、本会を構成する正会員・準会員・特別会員・賛助会員に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名・生年月日、その他の記述により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。
- (2) 「個人情報データベース等」とは、個人情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - ア) 一定の業務の目的を達成するために、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ) 前項に掲げるもののほか、一定の業務の目的を達成するために、氏名・生年月日その他の記述により、特定の個人情報を手作業で容易に検索処理することが出来るように体系的に構成したもの
- (3) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 「保有個人データ」とは、職務上作成し、または取得した情報であって組織的に利用するものとして、本会が保有しているものをいう。

なお、当該保有個人データは、第4章「個人情報の開示及び訂正等」の対象となる。
- (5) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(本会の責務)

第3条 本会は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う本人の権利利益の侵害防止に関して必要な措置を講じるものとする。

(担当者の責務)

第4条 個人情報を取扱う担当者は、法令及び本規程を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、個人データの正確性及び安全性の確保に努める。

- 2 個人情報を取扱う担当者は、業務上、知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用しない。
- 3 前項の規定は、担当者がその職を退いた場合にあっては同様とする。

(個人情報保護の管理責任者)

第5条 この規程の目的を達成するため、個人情報保護統括管理責任者及び管理責任者を置く。

(1) 統括管理責任者

同窓会 会長

(2) 管理責任者

広報部責任者

- 2 統括管理責任者は、個人情報保護法に関する関連法令及び本規程の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定・実施するとともに、個人情報の管理に関する総括責任を負う。
- 3 管理責任者は、本規程の定めに従い、その所管する業務の範囲内における個人情報について、担当者がこれを適正に取扱うよう指導・監督するとともに、所管する保有個人データの開示及び訂正等の請求に関し、これを適正に処理する責任を負う。
- 4 保有個人データの管理責任範囲について疑義が生じた場合は、役員会の審議により、これを定めるものとする。

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報の収集制限)

第6条 個人情報の収集は、利用目的の達成に必要な範囲内で行う。

2 次の各号に掲げる個人情報は収集しない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事項

3 個人情報を収集するときは、本人から直接に情報を収集しなければならない。

ただし、次の各号に該当する場合はその限りでない。

(1) 本人の同意があるとき

(2) 本人の生命、身体または財産保護のために必要がある場合で本人の同意を得ることが困難であるとき

(個人情報の利用制限)

第7条 収集した個人情報は、あらかじめ定めた利用目的以外に用いない。

ただし、次の各号に該当する場合は、その限りでない。

(1) 本人の同意があるとき

(2) 法令に基づくとき

(3) 本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき

(第三者提供の制限)

第8条 収集した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、その限りでない。

(1) 法令に基づくとき

(2) 本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき

第3章 個人情報の管理

(個人情報の適正管理)

第9条 管理責任者は、個人情報の安全管理及び正確性を確保するために、次に掲げる事項について適切な措置を講じる。

(1) 個人情報の改ざん、漏洩、紛失または毀損を防止すること

(2) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報を正確かつ最新の内容に保つこと

(3) 保有する必要なくなった個人情報は速やかに廃棄または消去すること

第4章 個人情報の開示及び訂正等

(自己情報の開示請求と訂正等)

第11条 管理責任者は、個人情報の開示請求は受け付けない。

2 管理責任者は、内容の訂正、追加、利用停止、第三者提供の停止、削除または消去(以下「訂正等」という)を請求されたときは、遅滞なく当該個人情報の訂正等を行う。

第5章 苦情の処理及び相談

(苦情の処理及び相談)

第12条 管理責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理するため、苦情及び相談を受け付けるための窓口を設置する。

2 窓口は、広報部とする。

3 苦情の処理及び相談のうち、その案件内容によって判断が困難な場合は、役員会に審議を要請しなければならない。

第6章 雑則

(法等の取扱い)

第13条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護の取扱いに関する事項については、法及びその他の関係法令により取り扱う。

附則 この規程は、平成22年10月9日より施行する。